

## (案)

### 神戸市立工業高等専門学校ネーミングライツに関する契約書

神戸市公立大学法人（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する〇〇〇〇（以下「本施設」という。）の名称に乙の愛称等を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツに基づく愛称等の命名について基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

2 甲は、「神戸市立工業高等専門学校ネーミングライツに関する規程」（2025年4月1日規程第1号）に基づき、本施設のネーミングライツ事業を実施し、乙は、その趣旨及び目的に賛同して、ネーミングライツパートナーとしてネーミングライツ料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

#### （期間）

第2条 本契約の有効期間は、2026年4月1日より〇〇年3月31日まで（以下「契約期間」という。）とする。ただし、本施設が契約期間内の毎年4月1日より翌年の3月31日までの間に3ヶ月以上にわたり使用できることになった場合は、ネーミングライツ料の一部返還等について甲乙間で協議を行うものとする。

#### （契約期間の更新）

第3条 乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間満了の6ヶ月前までに、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたとき、乙との間で本契約の更新について協議するものとする。

3 第1項に定める通知が無い場合又は前項に定める協議が整わない場合は、本契約は契約期間の満了日をもって終了する。

#### （ネーミングライツ）

第4条 甲は乙に対して以下の権利を付与する。

##### （1）ネーミングライツ

本施設の名称に、乙が申し入れ、甲が承認した「〇〇〇〇」（以下「愛称等」という。）を付与する権利。ただし、正式名称は変更しない。

## (2) 愛称等の掲示請求権

甲は乙に対し、甲が許可した場所及び設備等において、愛称等のサイン及びインフォメーションボード（以下「サイン等」という。）を設置する事を認める。

### ① ○○○○における愛称等のサイン

○○○○について、縦○○m、横○○m（○○m<sup>2</sup>）の範囲

### ② ○○○○における愛称等のサイン

○○○○について、縦○○m、横○○m（○○m<sup>2</sup>）の範囲

## (3) サイン等の内容及び設置方法等

サイン等の内容、設置方法及び設置時期については別途甲乙協議のうえ、これを決定する。愛称等の掲示物の所有権は、乙に帰属するものとする。ただし、本契約の期間中、甲は、乙の事前の承諾なしに、サイン等を変更、撤去及び除却してはならない。

## (4) 愛称等の変更

契約期間中に愛称等は変更しないものとする。ただし、甲又は乙が、愛称等を変更することが合理的であると判断するときは、相手方に対して協議を求めることができ、相手方は誠意をもって協議するものとする。本協議の結果、愛称等を変更しようとするときは、甲の別途定める審議を経るものとし、当該愛称等変更に要する費用については、当該変更の申し入れを行った者の負担とし、甲乙協議のうえ決定する。

## (5) 愛称等の使用権

契約期間中、乙は本施設のネーミングライツパートナーであることを、乙が管理又は発行する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

乙は、乙の広報活動において愛称等、本施設及び甲の管理する関連施設の動画、静止画を、甲の承認を経て使用することができる。

## (保証)

第5条 契約期間中、甲は、乙に対し、下記事項を保証する。

- (1) 甲が、本契約を締結する権利を有する唯一の者であり、本施設についてのネーミングライツを乙以外の者に付与しないこと。
- (2) 甲が、本施設の所有権及び管理権（第三者に管理を委託する場合を含む。）を有する唯一の者であること。
- (3) 甲から第三者に対して前条の権利の全部又は一部を付与していないこと、かつ、本施設及び本契約の締結が何ら他人の権利その他を侵害していないこと。
- (4) 甲が、本契約を締結するために必要な法令上の手続及び内部手続を完了してい

ること。

(ネーミングライツ料)

第6条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年額金〇〇〇〇円（消費税及び地方税は別途）とする。

- 2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限（原則として、当該年度の5月末）までに一括で納付しなければならない。
- 3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、未払金につき、納入期日の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、金額に民法所定の利率を乗じて計算した金額に相当する延滞料を甲に支払わなければならない。

(義務)

第7条 甲は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 甲は、乙が本施設のネーミングライツ取得者であることの周知を図り、甲の規則類、組織内部における文章記載等や、入学試験時、外部へ本施設を貸与する場合を除き、本施設を表示又は呼称するときは、愛称等を使用し、乙と協力して愛称等の定着に努める。
- (2) 甲は、本施設を利用する第三者に対して、甲の広報媒体、案内図、資料等に本施設の愛称等を表示又は呼称する機会に、愛称等を使用させるように努める。この場合における費用については、乙は負担しない。
- (3) 甲は、新聞、雑誌、テレビ等のマスコミが、本施設の名称を表示する場合に、愛称等を使用させるよう努め、愛称等以外の名称を使用する者に対しては乙と協議のうえ、甲の名前で訂正を求めるものとする。
- (4) 甲は、合理的と考えられる頻度でサイン等が安全かつ適正に設置されているとの確認に努めるとともに、サイン等が安全かつ適正に設置されていないことを確認した場合には、速やかに乙に通知するものとする。
- (5) 甲は、本施設及びサイン等付近の美化に努め、掲示物等の設置については、美観等を十分に考慮して行うものとする。

- 2 乙は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 乙は、サイン等の設置費用、維持管理費用、修繕費用及び再設置費用をネーミングライツ料とは別に負担する。
- (2) 乙は、サイン等について、安全かつ適正な設置及び維持管理等を行わなければならぬ。

また乙は、サイン等について第三者に損害が発生した場合において、乙の責めに帰すべき事由があるときは、責任を負担する。

(3) 乙は、本契約が終了する場合、甲の承認を受け、第2条に定める期間の末日までに、ネーミングライツ料とは別に費用を負担したうえで、乙の責任によりサイン等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

(4) 乙は、前号のサイン等の除却及び復旧に乙が応じないときにおいて、甲がサイン等を除却及び復旧し、その費用の全額を乙に請求することを、あらかじめ承諾する。この場合に乙は、直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

#### (知的財産権)

第8条 乙が、本契約の愛称等に関する従前から保有し又は新たに取得した知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下本契約において同じ。また、第三者に帰属する知的財産権であって、乙が甲に対して使用許諾する権限を有するものを含む。）については、乙は、甲が、前条第1項第1号から第3号までに定める目的を達成するための範囲において、これを無償で使用することを認める。ただし、愛称等に関する知的財産権は乙に留保されるものとする。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。
- 3 愛称等が第三者の著作権、商標権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権（本契約の締結時点で乙が知る限りのものに限る。）を侵害しないよう、乙は努力するものとする。
- 4 愛称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責に帰する場合は、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 5 前2項に定める場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、直接の結果として現実に被った通常の費用を直ちに支払う。

#### (本契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第2条に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
  - (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
  - (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
  - (4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
  - (5) 乙がネーミングライツパートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
  - (6) 甲が実施する改修工事等により、愛称等の維持が困難になったとき。
  - (7) 災害により、愛称等の維持が困難になったとき。
- 2 乙が都合等によりネーミングライツを放棄し、本契約を解除するときは、その1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。
- 3 前項各号の規定により本契約の解除が行われた場合のサイン等の撤去については、第7条第2項第3号及び第4号の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

- 第10条 前条第1項第1号から第5号の規定及び前条第2項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。
- 2 前条第1項第6号及び第7号の規定により本契約が解除された場合、乙が既に支払ったネーミングライツ料の返還については、甲乙間の協議により定めるものとする。

(損害の賠償)

- 第11条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償しなければならない。
- 2 前項に定める損害賠償金額の上限は、第6条に定める年間のネーミングライツ料を上限とする。

(重大な事情変更)

- 第12条 甲及び乙は、第2条に定める協定期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙間で誠実に協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

(譲渡禁止)

第14条 甲及び乙は、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、または抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義の解釈)

第15条 本契約に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲乙間で誠実に協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関し、紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

2026年 月 日

甲 神戸市西区学園東町9丁目1

神戸市公立大学法人

理事長 武田 廣

乙 ○○○○○○○○○

○○○○○○

○○○○○○○○○○